

平成 23 年度（2011 年度）海外派遣

日本語指導助手
募集要項



国際交流基金

1. 事業の目的

「海外派遣日本語指導助手」は、国際交流基金（ジャパンファウンデーション）が平成16年度に創設した「ジャパンファウンデーション・ボランティア制度」の一つです。この制度は、諸外国での日本との国際文化交流のニーズと、我が国国民のボランティア・ニーズを国際交流基金（ジャパンファウンデーション）が仲介・支援することを通じて、日本と諸外国の国際文化交流を促進することを目的としています。

近年、海外の様々な地域において日本語教育が拡大しつつあります。世界の日本語学習者は290万人を超えており、日本語教育支援へのニーズはますます高まっています。

本事業は、将来、日本語教育に携わることを希望し、海外の教育現場で研鑽を積む意欲のある若者に、その機会を提供すると同時に、日本語ネイティブ教師を希望する現地機関等の要望に応えることを目的としています。

2. 募集予定人員

10名程度

3. 業務内容

国際交流基金事務所や各国の日本語教育機関において、必要に応じて国際交流基金の海外派遣日本語上級専門家、専門家の指導・支援を受けながら、日本語講座の授業や日本語教育事業を単独ないしチームの一員として担当します。

4. 主な派遣予定先

派遣ポストは確定次第基金ホームページ

(http://www.jpf.go.jp/j/about/adoption/japan_23_haken3.html) に掲載します。

5. 派遣時期および任期

平成23年度中（平成23年4月1日～平成24年3月31日）に本邦を出発します。任期は、通常2年です。ただし、任国のスクール・イヤー、プロジェクトの終了時期等により、2年以内の場合があります。

6. 派遣期間中の待遇

(1) 旅費

往復航空賃（エコノミークラス） 移転料、支度料等を支給します。

(2) 滞在費・住居経費

派遣中の滞在費及び住居経費を支給します。

参考：平成22年度実績例（ベトナム） 滞在費 月額131,000円

住居経費 月額上限USD 1,436.50

(ブルガリア) 滞在費 月額 144,300 円

住居経費 月額上限 EUR 440.50

滞在費は、派遣された国の物価、生活水準、生活環境、為替相場等の状況に照らし定められ、国によって異なります。

(3)その他

本プログラムでは、家族を随伴して赴任することはできません。

また、任期中の一時帰国や任国外旅行については制限があります。

7. 応募資格

下記の(1)～(5)を全て満たす者。

- (1) 日本国籍を有し、日本語を母語とする者であること。
- (2) 平成 23 年 4 月 1 日現在で満 35 歳未満であること。
- (3) 4 年制大学卒業以上の学歴を有すること。(平成 23 年 3 月卒業見込みも含む)
- (4) 平成 23 年 4 月 1 日時点で大学で日本語教育を主専攻または副専攻として修了、または日本語教育能力検定試験合格、または日本語教師養成講座(420 時間)を修了している等日本語教育の基礎的な知識・技能を有していること。

大学院に在学中でも応募可能。

日本語教育経験については問わないが、ティーチングアシスタントやチューターも含め経験があることが望ましい。

- (5) 派遣前研修(下記 12. 参照)に全日程参加できること。

8. 海外派遣日本語指導助手の身分

- (1) 海外派遣日本語指導助手と国際交流基金との関係

日本語指導助手と基金は、派遣に先立ち業務委嘱契約を締結し、それに基づき基金は日本語指導助手に業務を委嘱します(日本語指導助手と基金は雇用関係にはありません)ので、年金等の手続きにつきましては各日本語指導助手の責任において行ってください。なお、基金は日本語指導助手の帰国後の就職の斡旋や生活保障の責任を負いません。

- (2) 海外派遣日本語指導助手と受入機関との関係

基金との契約条件以外の現地における業務方法、勤務条件等の細目は受入機関の規則に基づきます。基金と受入機関(基金海外事務所を除く)は、日本語指導助手の派遣条件・業務内容に関する合意書を締結します。

9. 業務上障害補償について

- (1) 業務上障害補償制度

日本語指導助手が業務上負傷し、または疾病にかかった場合、基金はその療養のために必要な費用を規定により負担します。また、日本語指導助手が業務上死亡した場合は、規定により遺族補償を行います。

(2) 国際交流基金専門家等共済給付事業

基金が海外に派遣する専門家を対象として基金の負担金と専門家の掛金により行う相互扶助事業である「独立行政法人国際交流基金在外共済会」への加入をしていただきます。傷病の療養費の8割を給付するほか、加入者が死亡した場合には弔慰金、傷害による後遺障害が生じた場合は見舞金を規定により給付します。

10. 応募手続

(1) 提出書類

イ. 応募用紙

基金ホームページ http://www.jpf.go.jp/j/about/adoption/japan_23.html から、応募用紙の様式をダウンロードし、記入ください。応募用紙の郵送を希望される方は、下記問い合わせ先にご連絡ください。

(社) 国際フレンドシップ協会

電話: 03-3582-3021 Fax:03-3582-3010

E-mail : info@ifa-japan.org

ロ. 推薦状

日本語教育に関する知識、技能について、現在もしくは過去に所属した機関の責任者または同僚が作成した推薦状を提出願います。様式は問いませんが、日本語の記述で A4 一枚とし、推薦状作成者に関する情報(氏名、肩書、連絡先)も明示してください。

ハ. 返信用封筒(第一次選考結果通知用)

応募者の住所、氏名を宛先に記した定型封筒(長3型 12×23.5cm)1枚(切手貼付不要)。

(2) 送付先

〒106-0041 東京都港区麻布台 3-4-12 麻布台ロイヤルプラザ 502 号

(社) 国際フレンドシップ協会 (IFA)

日本語指導助手公募係

* 封筒に「応募書類在中」と朱書のこと。

(3) 締切

平成 22 年 8 月 16 日(月) 必着

提出書類(応募用紙等)は、一切返却しませんので予めご了承ください。

11. 選 考

(1) 第 1 次選考(書類選考)

応募書類により選考を行い、結果を平成 22 年 8 月末に文書で通知します。

(2) 第2次選考（面接）

第1次選考通過者に対し、下記のとおり実施します。受験のための旅費は支給しません。

- イ．日 時：平成22年9月16日（木）。詳細は第1次選考通過者に対し連絡します。
- ロ．場 所：国際交流基金本部（新宿区四谷4-4-1 / 最寄駅：四谷三丁目駅）
- ハ．結果通知：平成22年9月末に文書で通知予定です。

12．派遣前研修

派遣が内定した者は、派遣前研修に参加することが義務付けられます。

- (1) 目 的：日本語指導助手としての業務を円滑に遂行できるように、任地の日本語教育事情を学び、日本語指導助手としての見識を身につけること。
- (2) 日 程：平成23年3月14日（月）～3月19日（土）（予定）
- (3) 場 所：国際交流基金日本語国際センター（埼玉県さいたま市 / 最寄駅：北浦和駅）
- (4) 研修内容：派遣の手続き、基金日本語事業に関するブリーフィング、赴任先での業務や生活に必要な知識と情報に関する研修等
- (5) そ の 他：研修参加のための交通費等の諸経費は基金が負担します。
（交通費は、日本国内の居住地（最寄の鉄道駅）から北浦和までの一往復のみ負担。宿泊は、日本語国際センターの宿泊施設を利用します。）

13．個人情報の取り扱い

提出書類は、採否審査のため、外部有識者等の評価者に提供します。また、派遣手続きを業務委託している（社）国際フレンドシップ協会に業務に必要な範囲で情報を提供します。情報を提供する際には、個人情報の安全確保のための措置を講じるよう取り扱い方法を確認します。

採用になった場合には、氏名、所属先、派遣先、派遣期間等の派遣に関する情報は、国際交流基金の事業実績、年報、ホームページ等の国際交流基金が作成する媒体において公表されます。また、これらの媒体に記載する統計資料作成に利用されることがあります。

14．問い合わせ先

〒106-0004 東京都新宿区四谷4-4-1

(独)国際交流基金 日本語教育支援部 さくらネットワークチーム

日本語指導助手派遣 公募担当

E-mail: sakura_network@jpf.go.jp

FAX:03-5369-6040

ご不明な点・ご質問は、WEBサイト内

（http://www.jpf.go.jp/j/about/adoption/japan_23_faq.html）のFAQをご参照の上、メールもしくはFAXにてお問い合わせ下さい。

選考の過程や選考結果については一切お答えできません。

15. 留意事項

- (1) 日本語指導助手には、国際交流基金在外共済会に加入していただくことになります。
(詳細は、上記9.を参照)
- (2) 海外居住者も、赴任に当たっては必ず日本から出発となります。また、赴任手続(公用旅券・査証の取得等)のため、赴任前1~2ヶ月前までに日本に帰国する必要があります。(時期及び手続に要する期間は国によって異なります。)
- (3) 現在、基金プログラム(日本語指導助手、JENESYS 若手日本語教師等)で海外に派遣されている場合、本公募に応募するための任期短縮はできません。